

事 務 連 絡
令和元年 8 月 2 日

各都道府県消防防災主管課 } 御中
東京消防庁・各指定都市消防本部

消防庁危険物保安室

ガソリンの容器への詰め替え販売に係るリーフレットの送付について

平素より消防行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年 7 月 18 日に発生した京都府京都市伏見区における爆発火災を踏まえ、「給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて」(令和元年 7 月 25 日付け消防危第 95 号) を通知したところです。

今般、本通知に掲げる取組み内容について、給油取扱所事業者向け(別添 1) 及びガソリンを容器で購入する顧客向け(別添 2) のリーフレットを作成しましたので、給油取扱所関係事業者における広報啓発にご活用ください。

貴都道府県の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、このことについては、別紙のとおり、関係事業者団体に対しても周知を行っています。

(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
担当：竹本、羽田野
TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

別紙

事務連絡
令和元年8月2日

石油連盟 }
全国石油商業組合連合会 } 御中

消防庁危険物保安室

ガソリンの容器への詰め替え販売に係るリーフレットの送付について

平素より消防行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年7月18日に発生した京都府京都市伏見区における爆発火災を踏まえ、「給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて」(令和元年7月25日付け消防危第95号)を通知したところです。

今般、本通知に掲げる取組み内容について、給油取扱所事業者向け(別添1)及びガソリンを容器で購入する顧客向け(別添2)のリーフレットを作成しましたので、給油取扱所の店頭での掲示や、顧客への配布等にご活用ください。

貴団体におかれましては、加盟各社に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。
なお、このことについては、都道府県等に対しても別紙のとおり周知を行っています。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本、羽田野

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

ガソリンスタンド事業者の皆様へ

ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合、

- ① **身分証の確認**
- ② **使用目的の問いかけ**
- ③ **販売記録の作成**

を行うようご協力をお願いします。



※不審者を発見した場合は、**警察へ通報をお願いします。**
(緊急時は110番)

消防庁

警察庁



ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

別添2



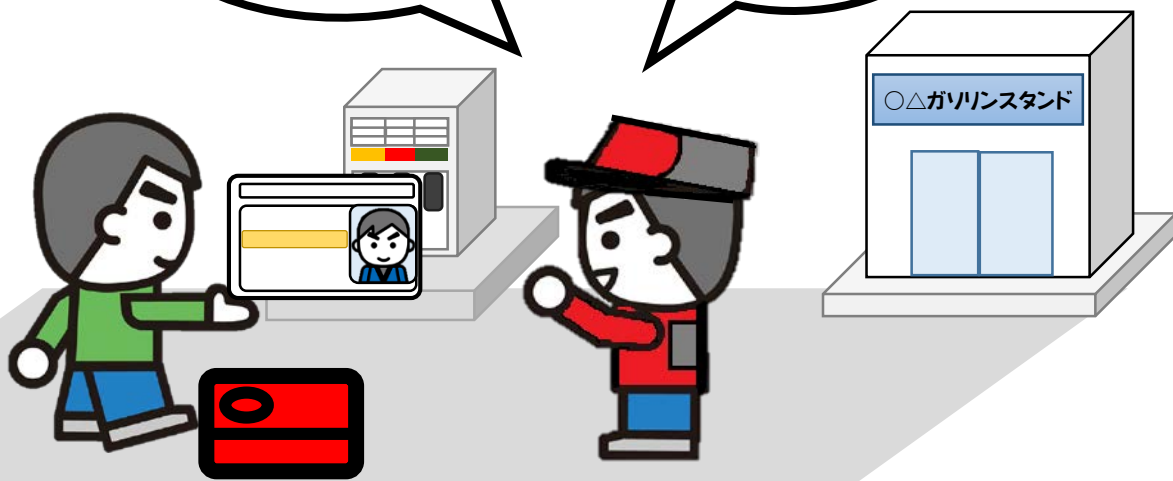
ガソリンの適正な使用を徹底するため、
ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

- ① **身分証の確認**
- ② **使用目的の問いかけ**

を行うとともに、販売記録を作成しています。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

身分証の提示を
お願いします。

使用の目的は
なんですか？



ガソリンを取り扱うときは、裏面の注意事項をご確認ください。

⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

- ① ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません。



灯油用ポリ容器



ガソリン携行缶

- ② ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して、取り扱ってください。

！ 噴出注意！

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

- ③ セルフスタンドにおいても、ガソリンの容器への詰め替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります。

